

はしがき

現在、わが国における障害者福祉を取り巻く社会状況が大きく変化しようとしている。1つは、2009年に新たに誕生した新政権下において現行法である「障害者自立支援法」の廃案が発表された。鳩山由紀夫首相を本部長として、障害者がかかわる制度を集中的に改革する「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置する方針が政権発足後の2009年12月8日の閣議で決定された。この新たに設置された推進本部には障害者の意見を制度設計に反映させるしくみを採用していく点で、従来の政府にはなかったわが国最初の当事者参画型の政策立案をめざしている。

この新たな政策立案の背景には、近年の障害者福祉施策の度重なる制度改革が原因であると指摘できよう。そもそも障害者自立支援法が施行される以前の「支援費制度」では、デイサービスなどの通所型サービスやホームヘルプサービスを利用する障害者の95%は利用料の負担はなかった。しかし、障害者自立支援法の施行においては、「利用者も負担して、皆で支え合う」との理念から原則1割を負担する応益負担方式が導入された。これによって、障害者のなかでも低所得者らが、必要であるサービスの利用を減らしたり、サービス利用をやめざるをえない状況に陥った。法律は「障害者自立支援法」という名称を用いており、理念は障害者の社会参加を促進するものであったが、実際の運用においては、障害者の社会参加にブレーキをかけざるをえない現状が各地で散見された。その結果、サービスを利用する当事者らが障害者自立支援法を違憲として全国の14地方裁判所で71人の障害者らが集団訴訟を起こし、大きな社会問題となっている。この度、政権交代に伴う障害者自立支援法廃案への方向から、2010年3月24日最初の和解がさいたま地方裁判所で成立した。障害者と家族を含む関係者の苦悩の訴えが実ったといえる。

このことは、政策を立案する側とサービスを利用する側の現状認識の乖離を意味し、国の政策によって利用者の生活と福祉現場を混乱させるものとなった。

さて、国連で障害者権利条約を審議した際に、各国の代表団に障害関連のNGOが加わり、障害当事者が実質的に参画した。「私たち抜きに、私たちのこととを決めないで！」国連の議場に大きな叫びとして響いた言葉は、2006年12月に採択された条約の礎であり、条約全体の思想であるともいえよう。

この意味において、わが国新政権下では、政策立案において当事者の声を政策に反映させるしくみを導入する点からも国民と障害当事者からの期待が寄せられている。

また、もう1つの障害者に関する社会状況の変化としては、障害者(児)を社会的・心理的に支援する社会福祉士の根拠法となる「社会福祉士及び介護福祉士法」(1987年制定)の改正が特記できる。本法が誕生して20年以上が経過して新養成カリキュラムが別表(第3条、第4条)のとおり改正された。

これは、社会福祉士および介護福祉士の専門高度化と社会的認知の向上ならびに職域拡大をめざしたものであり、2007(平成19)年12月の社会福祉士及び介護福祉士法の改正時に衆議院において附帯決議された、「司法、教育、労働、保健医療分野における社会福祉士の職域拡大」が目的の1つとされている。

のことからも、本書は「社会福祉士」養成に着目し、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」を網羅している点から、新養成カリキュラムに対応した学習内容となっている。本書を社会福祉士国家試験の受験対策専門テキストとして大いに活用していただきたい。

さらに本書は、従来からの障害者福祉の根幹である「思想・理念・歴史」分野においても言及し、障害者福祉の新たな概念となる「合理的配慮」や「ソーシャル・インクルージョン」の理念についても解説を加えた。障害者福祉に求められる市民による「共生社会」の実現を提唱し、変化の激しい障害者福祉の分野において、変化に流されてはいけない、むしろ変えてはならない「障害者の人権擁護思想」の視点からも明言している。障害者福祉の根幹である人間観についても理解を深めていただきたい。

さて、本書誕生にはいくつもの難関があった。産みの苦しみを体験した執筆者らが何度も集い、最新情報と社会福祉士養成カリキュラムの内容を精査しつつ、自他の原稿を相互に読み込み、本書の構成を議論した。特に本書作成の

別表 新養成カリキュラム(第3条、第4条関係)

科 目	時 間 数	
	社会福祉士 短期養成施設	社会福祉士 一般養成施設
人体の構造と機能及び疾病		30
心理学理論と心理的支援		30
社会理論と社会システム		30
現代社会と福祉	60	60
社会調査の基礎		30
相談援助の基礎と専門職		60
相談援助の理論と方法	120	120
地域福祉の理論と方法	60	60
福祉行政財政と福祉計画		30
福祉サービスの組織と経営		30
社会保障		60
高齢者に対する支援と介護保険制度		60
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		30
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度		30
低所得者に対する支援と生活保護制度		30
保健医療サービス		30
就労支援サービス		15
権利擁護と成年後見制度		30
更生保護制度		15
相談援助演習	150	150
相談援助実習指導	90	90
相談援助実習	180	180
合 計	660	1,200

備考：指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入所する者については、相談援助実習および相談援助実習指導の履修を免除することができる。

出典：社会福祉士・介護福祉士・社会福祉士事務制度研究会監修『改訂版 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事開業法令通知集』第一法規、2009年、p.105。

過程において実質的なまとめ役をしていただいた高木邦明教授のご尽力に敬意を表する次第である。常に確かな視点から本書の構成にご指導いただき、熱意

と研究者としてのミッションをもって本書を統括していただいた。作業過程を経て、研究者・教育者としての「人格」を学ばせていただいたことに心から感謝の意を捧げたい。また、何度も我々の学習会、企画会に遠路京都より九州各地にお越しいただいた法律文化社編集部の田靡純子氏には、難産のなかにあって励まし続け、迅速に継続してご対応いただいたことに心からお礼を申し上げる。

本書はこれらの執筆者有志の熱意と法律文化社編集部をはじめとするご関係の皆様のご支援によって世に問われる機会をいただいた。先にも述べた政権交代における制度改正から今後本書の内容は修正加筆されるべき事項を含んでいる。読者の皆様の忌憚のないご指導、ご鞭撻をいただければ幸いである。

2010年5月1日

編著者 滝 口 真